

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(CO₂削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業)
公募要領

平成28年4月
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO₂削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業）の交付決定を受け、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための低炭素機器導入事業を実施します。

低炭素機器の導入事業について、本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO₂削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業）に係る交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、組合としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点を充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 応募の申請者が組合に提出する応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- (2) 組合から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- (3) 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について組合の承認を受けなければなりません。なお、組合は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- (4) 組合は補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- (5) なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

I. 補助事業の概要と応募の方法	4
1. 補助事業の目的	4
2. 補助事業の概要	5
3. 補助対象事業の採択	7
4. 補助対象経費	8
5. 応募の方法.....	9
6. 説明会の開催.....	12
7. 問い合わせ先.....	12
8. その他.....	13
II. 補助事業における留意事項等について.....	14
1. 基本的な事項.....	14
2. 補助金の交付.....	14
3. 事業の実施.....	15
4. その他.....	16
III. 補助事業における利益等排除について.....	19
1. 利益等排除の対象となる調達先.....	21
2. 利益等排除の方法.....	21
IV. 暴力団排除に関する誓約事項について.....	23

(添付資料)

- ・ 応募申請書【様式1】
- ・ 実施計画書【様式2】（別添1～8を含む）
- ・ 経費内訳【様式3】
- ・ 環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針

I. 補助事業の概要と応募の方法

1. 補助事業の目的

- (1) この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための低炭素機器の導入を支援することにより、低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- (2) 事業の実施によって事業所におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが大前提です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただくとともに、当該削減量の達成に努めていただきます。
- (3) 事業完了後は削減量の実績を報告していただきます。本補助金の執行は、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2 削減ポテンシャル診断推進事業）交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け環地温発第 16040138 号。以下「交付要綱」という。）及び CO2 削減ポテンシャル診断推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け環地温発第 16040144 号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、組合の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「II. 補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

2. 補助事業の概要

(1) 対象事業所の要件

- ア 直近年度（以下「基準年度」という。）における二酸化炭素の年間排出量が50トン以上3,000トン未満の事業所であること
- イ 次のいずれかの二酸化炭素排出削減ポテンシャル診断を受診していること
 - ・平成25年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業）
 - ・平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減支援事業）
 - ・平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）
- ウ 財務諸表の貸借対照表で2期連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び処理能力を有すること
- エ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること
- オ 必要な応募申請書類が指定された期限内に全て提出されていること

(2) 対象事業の要件

ア 事業の内容

本事業は、補助事業の対象事業所の所有者が、低炭素機器を導入（※1、※2）、または既存設備（機器）の改修（※3）を行うことにより、当該事業所における二酸化炭素の年間排出量を基準年度と比較して「10%以上削減」できるものとします。

- ※1 低炭素機器の導入とは、既設設備（機器）・システムの置き換え等を行い、または、新設の太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱の再生可能エネルギー発電システム（※4）を導入することで、その設備自体がエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に寄与する設備（※5）であって、次のaからcの要件を満たすものとします。なお、導入する設備・機器の能力・出力が、既存設備・機器の能力・出力を超えても差し支えありません。
 - a 原則として、導入する設備が将来用設備又は予備設備等でないこと。かつ、未使用品であること。
 - b 旧設備と併用して使用されることがないこと。
 - c 償却資産登録される設備であること。
- ※2 本事業によるLED照明機器の導入の場合は、LED照明が既に一定程度普及が進んでいることに鑑み、発光体を含むLED照明器具を除く償却資産登録される設備（配線工事、天井工事など）を対象とします。
- ※3 既存設備（機器）の改修とは、既存設備（機器）自体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に寄与する改修を行うものであって、次のd及びeの要件を満たすものとします。ただし、経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下し

たものを劣化等前までに回復させることは対象にはなりません。

d 将来用設備又は予備設備への改修でないこと

e 償却資産登録された設備への改修であること

※4 太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱の再生可能エネルギー発電システムについては、導入して発電した電気は専ら自家消費する場合に限る。

※5 廃棄エネルギー（廃熱等）の再利用による二酸化炭素排出削減事業の場合、既存の稼働中設備から廃棄しているエネルギーの再利用によって、二酸化炭素排出削減を実現する設備も、これに含まれると見なす。

イ 本補助事業の費用対効果（二酸化炭素削減量1トン当たりの事業費）が10万円以下であること

（費用対効果（円/ト））

= 補助対象経費（円）÷（年間二酸化炭素削減量（ト/年）×法定耐用年数（年））

ウ 事業の開始から完了までの期間は次の通り

第1次公募：7ヶ月以内、第2次公募：4ヶ月以内

補助事業の開始とは交付決定日（交付決定日を含む）以降、補助事業完了とは、原則として当組合に領収書が到着した状態をいう。

エ 補助金の交付額

補助対象経費（詳細は「4.（1）補助対象経費」参照）から寄付金その他の収入を控除した経費と組合が必要と認めた額と比較して少ない方の額の**3分の1**、中小企業（中小企業基本法（昭和30年法律第154号）第2条第1項による定義によるもの）においては**2分の1**を交付額とします。ただし、**3,000万円**を上限とします。また、LED照明機器の導入事業では**1,500万円**を上限とします。

オ 事業実施期間

機器導入は交付決定の日から**平成29年2月28日**までに完了のこと

カ その他

① 補助事業者は、交付規程第11条に基づき、二酸化炭素排出削減効果等を報告することとします。

② 申請内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。

③ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

(3) 補助金の交付申請者

ア 補助金の交付を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e 法律により直接設立された法人（該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出のこと）
- f その他環境大臣の承認を得て組合が適当と認める者

イ 共同実施について

ESCO 事業、リース等を活用した応募に際しては、原則として補助対象設備の所有者を代表事業者、補助対象設備を導入する事業者を共同事業者として共同申請してください。なお、リースを活用した場合、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約を継続頂く必要があります。

3. 補助対象事業の採択

(1) 一般公募を行い、採択します。

(2) 応募者より提出された応募申請書等をもとに、本公募要領の「2. (1) 対象事業所の要件」及び「2. (2) 対象事業の要件」等による書面審査を行い、以下の審査基準に基づき厳正に審査を行い、補助金の範囲内で補助事業を採択します。

なお、「2. (1) 対象事業所の要件」及び「2. (2) 対象事業の要件」に適合しない申請については審査を行わないものとします。

「2. (1) 対象事業所の要件」及び「2. (2) 対象事業の要件」に適合する申請であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。なお、審査結果に対するご意見は対応致しません。

<審査基準>

- ① 事業所からの二酸化炭素排出量の削減率
平成29年度の二酸化炭素排出見込み量と、基準年度における二酸化炭素の年間排出量との比で、排出削減率の大きい事業を優先する。
- ② 事業の費用対効果
①で削減率が同程度であった場合、費用対効果の良い事業を優先する。
- ③ 多様な対策内容

②で費用対効果も同程度であった場合、多様な対策内容や事業所の事業と連動している設備（機器）等を導入する事業所を優先する。

④ 同一法人、事業者、団体の場合は3事業所以内とし、複数事業所全体の補助金額が本補助金の上限を超えないようにする。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な別表1に掲げる経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

(2) 補助対象外経費

以下の費用は補助対象外となります。総事業費中の補助対象外となる経費は明確にしてください。

- ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器（法定必需品など）
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る経費
- ・ 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 予備品
- ・ 官公庁等への申請、届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続に係る経費

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次の①～⑪に示すとおりです。

応募書類のうち、①、②、③については、必ず組合ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

提出書類	紙書類	DVD-R 又は CD-R
① 応募申請書【様式1】(Word(.doc)形式)	原本	押印した原本の PDF と Word
② 実施計画書【様式2】(Excel(.xls)形式)	写し	Excel
③ 経費内訳【様式3】(Word(.doc)形式)	写し	Word
④ ポテンシャル診断事業の交付決定通知の写し	写し	PDF
⑤ ポテンシャル診断事業の診断結果報告書の写し	写し	PDF
⑥ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料	写し	PDF
⑦ 定款または寄附行為	写し	PDF
⑧ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	写し	PDF
⑨ 行政機関から通知された許可書等 法律によって直接設立された法人に該当する場合	写し	PDF
⑩ リースに関わる契約書等（リースを活用する場合）	写し	PDF
⑪ その他根拠資料および参考資料	写し	PDF

① 応募申請書【様式1】(Word(.doc)形式)

応募者の住所、氏名および社印等を押印してください。

DVD-R 又は CD-R には、社印等を押印した原本の PDF と Word を保存してください。

② 実施計画書【様式2】(Excel(.xls)形式)

「2. (2) 対象事業の要件」を確認できる書類（機器仕様、図面等）を参考資料として必ず添付してください。

別添1 申請排出削減量・事業所からの二酸化炭素排出量の削減率

別添2 対策個票（CO2 削減効果算定根拠）

別添3 導入前後の比較図

別添4 （共同申請の場合）各事業者の役割分担

別添5 他の補助事業の利用状況

別添6 導入設備の法定耐用年数

別添7 資金計画

別添8 誓約書（再生可能エネルギー設備を導入する場合）

③ 経費内訳【様式3】(Word(.doc)形式)

金額の根拠がわかる見積書及び各種計算書等を必ず添付してください。

- ④ 平成 25 年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業）または平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減支援事業）または平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2 削減ポテンシャル診断推進事業）における CO2 削減ポテンシャル診断事業による交付決定通知の写し
- ⑤ 平成 25 年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業）または平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減支援事業）または平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2 削減ポテンシャル診断推進事業）における CO2 削減ポテンシャル診断事業による診断結果報告書の写し
- ⑥ 代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料
- ⑦ 定款又は寄附行為の写し
事業者または事業所および団体等の定款又は寄附行為を添付してください。
- ⑧ 直近 2 期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
（応募の申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること）
- ⑨ 行政機関から通知された許可書
法律に基づく事業者である場合は、それを証する行政機関から通知された許可書等の写し
- ⑩ リースを活用する場合は ESCO 契約書（案）、リース契約書（案）、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）
- ⑪ その他参考資料

※ 応募申請者が「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は上記⑥、⑦、⑧の提出は不要です。

(2) 応募書類の提出方法及び提出先

提出期限までに郵送等により下記提出先へ提出してください（書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと））。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業）応募書類」と朱記してください。

※個人情報の取り扱いについては別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上ご提出ください。

《提出先》

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合
〒163-0237 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル37階

(3) 提出部数

- ・(1) に示す①～⑩の書類（紙）を、1部を提出してください。
- ・当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部を提出してください（電子媒体のレーベル面には、事業所名を必ず記載してください）。
尚、提出いただきました応募書類は返却しませんので写しを控えておいてください。

(4) 公募期間

第1次公募	平成28年5月2日（月）～平成28年5月31日（火）17時必着
第2次公募	平成28年8月1日（月）～平成28年8月31日（水）17時必着

受付期間以降に組合に到着した書類のうち、遅延が組合の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

第1次公募で予算額の7割程度を採択します。第一次公募にて採択限度額超過で不採択となった場合は、第二次公募への応募が可能です。

6. 説明会の開催

補助金に係る説明会を以下の通り開催します。

開催日	開催地	受付	説明会	会 場
4月25日 (月)	東 京	9:30	10:00-11:30	TKP 信濃町ビジネスセンターホール1
		13:00	13:30-15:00	新宿区信濃町34 トーシン信濃町駅前ビル5階
4月26日 (火)	北海道	10:00	10:30-12:00	サッポロカンファレンスルームカンファレンスB 札幌市中央区南2条西2-10 富樫ビル6階
	愛 知	9:00	9:30-11:00	TKP 名古屋栄カンファレンスセンターカンファ レンスルーム7A 名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興証券ビル7階
	大 阪	15:00	15:30-17:00	貸し会議室のAAホール 大阪市中央区淡路町3-2-9 エビスビル1階
4月27日 (水)	福 岡	13:00	13:30-15:00	福岡合同庁舎本館8階 共用第7会議室 福岡市博多区博多駅前東2-22-1 福岡合同庁舎内

※詳細については、組合ホームページに掲載いたします。

《組合ホームページ》 <http://www.lcep.jp>

7. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、以下の通り対応させていただきます。

受付期間：平成28年5月2日（月）～平成28年5月31日（火）

問合せ方法：電子メールを利用し、メール件名を「低炭素機器導入事業公募に関する問い合
わせ（●●●）」とし、括弧内に法人名を記入してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

担当：田脇・山内・林

E-mail：gyomu-ml@lcep.jp

TEL：03-5909-0677

FAX：03-5909-0678

<問い合わせ期間>

平成28年5月2日（月）～平成28年5月31日（火）

<問い合わせ時間>

9時30分～12時00分及び13時00分～17時00分
月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）

8. その他

今回の応募状況や審査結果を受けて、さらに補助金の交付が可能な場合には、追加公募を行います。

応募申請書に記載された情報は、環境省、組合の担当者限りの取り扱いといたします。

Ⅱ. 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項

本補助金の交付は、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付

(1) 交付申請

公募により採択された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則平成29年2月28日までに実施される事業で、かつ当該年度までに支払いが完了するもの(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を組合に提出することとする。)とします。

(2) 交付決定

組合は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・ 補助対象経費であっても、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)との重複給付(固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。)は行わないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、組合からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、組合の交付決定日以降(交付決定日を含む。)であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた外注等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。)

この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を組合に提出することとする。)

(4) その他

また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 事業の実施

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 申請排出削減量の担保について

平成29年度CO₂排出削減量（以下「申請排出削減量」という。）は、同年度の燃料別の使用量予測、補助対象設備による削減効果等から平成29年度のCO₂排出量を予測し、基準年度排出量との差を求めることにより算定してください。応募書類に記載したCO₂排出削減見込量は変更することはできません。また、当該申請排出削減量は必達となります。申請排出削減量が達成できなかった場合には、申請排出削減量に対する未達成の割合に応じて、交付された補助金の全部又は一部の返還をしていただく必要がありますので、申請排出削減量の設定、CO₂排出削減の実施に当たっては、十分ご留意ください。

(3) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は平成29年2月28日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を組合宛てに提出していただきます。

組合は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（詳細は「補助事業における利益等排除について」参照）。

(4) 補助金の支払い

補助事業者は、組合から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、組合から補助金を支払います。概ね申請後30日以内に指定口座に振り込みます。

(5) 事業報告書の作成及び提出

補助事業の完了後は、事業所における二酸化炭素排出削減量の把握を行う必要があります。そのため、補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素排出削減効果等についての報告書を提出するものとします。

(6) 取得財産の管理について

補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した取得財産等について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく二酸化炭素排出削減事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ組合の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(7) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

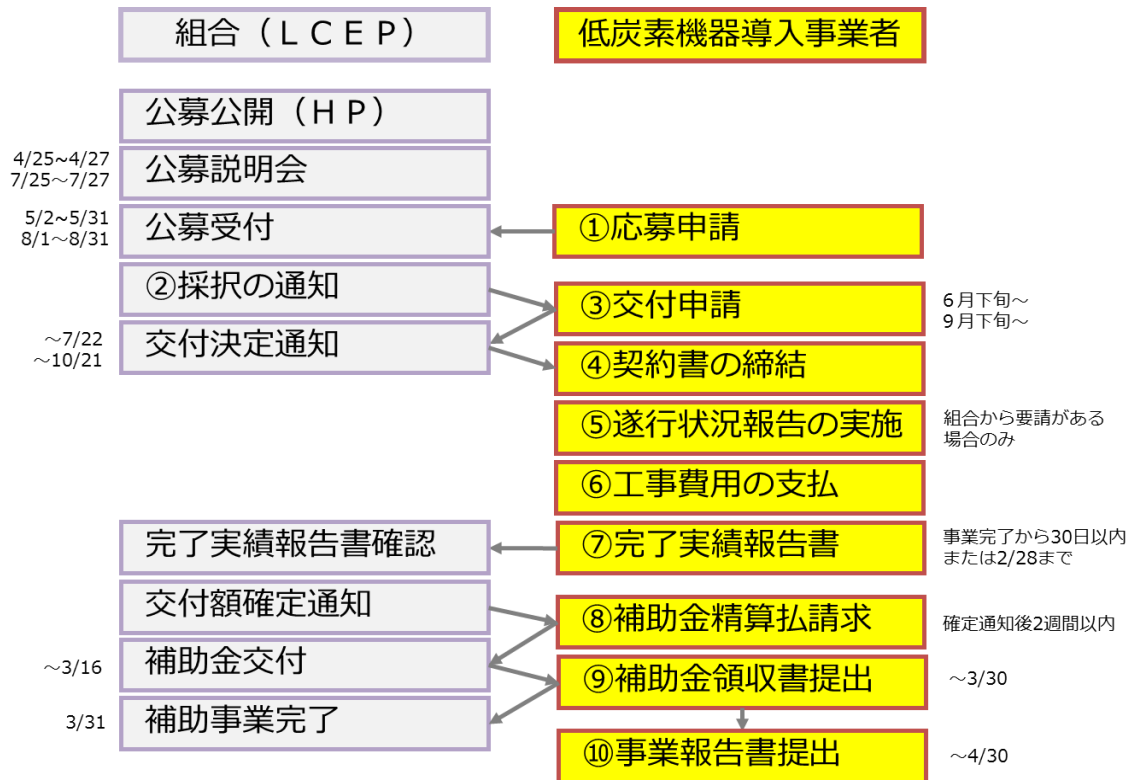
4. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、公募要領別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

(参考) 低炭素機器導入事業のフロー図



Ⅲ. 補助対象経費からの消費税額の除外について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、応募申請書の補助対象経費の算定は、以下のように行ってください。

消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

以上の法人で、消費税等相当額を補助対象経費に含めて算定し交付申請を行う場合、次の各項目における確認事項を確認させていただきます。また、補助事業終了後には交付規程に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求め、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還させていただきます。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

【確認事項】

消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること。

②免税事業者である補助事業者

課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること。
- (2) 課税事業者を選択していないこと。
- (3) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

③消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること。
- (2) 消費税法別表第 3 に掲げる法人の簡易課税制度選択届出書が提出されていること。
- (3) 消費税法別表第 3 に掲げる法人の簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと。
- (4) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

④消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者

消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

【確認事項】

- (1) 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること。
- (2) 特定収入割合が 5 % 以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

IV. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の採択方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する

営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

V. 暴力団排除に関する誓約事項について

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

設備費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。											
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。											
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。											
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。											
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労働者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労働者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。